

全国



第2082号

ぜんこくしきかいじゅんぽう

市議会旬報

平成31年 4月25日
(2019年)毎月3回5の日に発行
発行 全国市議会議長会〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262) 5234
旬報 TEL 03(3262) 2309
発行人 滝本 純生
<http://www.si-gichokai.jp>小林東北議長会会長
(秋田市)

東北市議会議長会
 東北市議会議長会新会長には、会則に基づき、小林一夫秋田市議會議長を選任した。

東北議長会総会の模様
【写真提供=秋田市】

本会の東北、北信越の各部会は、それぞれ4月4日、9日に定期総会を開催した。会議では、新会長・新役員を選出したほか、会長提出議案に統いて、各県市議会議長会提出議案を決定。決定議案のうち、各3件以内を部会提出議案として、6月11日に開催する本会第95回定期総会へ上程する。

地方部会総会スタート

東北・北信越の議案に原子力防災

北信越市議会議長会

会長には、会則に基づき、青木幹雄福井市議會議長

を選任した。

青木北信越議長会会長
(福井市)

跡地の利活用に係る予算枠の確保等⑥東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策（以上、岩手県）⑦東日本大震災からの復旧・復興に向けた対応⑧医療費助成制度の充実強化⑨認可外保育施設への公的支援拡充（以上、宮城県）⑩高速交通体系の整備促進⑪道路ストックの老朽化対策に係る支援体制の充実⑫医師確保と地域への均衡ある医師配置（以上、秋田県）⑬フル規格連施設の整備促進⑭道路及び関連施設の整備促進⑮酒田港の振興（以上、山形県）⑯東日本大震災及び原子力発電所事故災害からの復旧・復興加速化のための支援⑰学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保⑱介護保険制度の安定運営に対する支援措置（以上、福島県）

北信越議長会総会の模様
【写真提供=福井市】

【各県市議会議長会提出議案】

新幹線の早期完成（石川県）⑨北陸新幹線の整備促進（福井県）⑩上越新幹線及び北陸新幹線と信越本線等との確実性・速達性の高い接続の実現

（新潟県）⑪国の責任による35人学級の推進及び教育予算の増額（長野県）⑫保育人材確保のための保育士の待遇改善と保育所の居室面積基準の弾力的運用の適用拡大（同）

⑬下水道老朽施設の改築更新に係る国費の重点配分（同）⑭小中学校の空調設備設置に伴う財源確保（同）⑮空き家対策における財政支援等（石川県）⑯伝統工芸の育成・保存・振興（同）⑰農業農村整備事業関連予算の確保（富山県）⑲緊急防災・減災事業債制度の継続・拡充（同）⑲公共交通機関の措置期限の延長（同）

昭和、平成から令和へ

地方財政回顧と展望
関西学院大学 小西教授寄稿
2~4面

「平成」が4月末で幕を閉じ、5月から新元号「令和」が始まる。どんな時代になるのか。自治の根幹である地方財政について、関西学院大学の小西砂千夫教授からご寄稿いただき、昭和、平成を振り返りつつ、令和を展望してもらつた。



小西関西学院大学教授

平成の「改革の20年」

現在の地方財政制度の原型は、敗戦後から昭和41年度の地方交付税の法定率32%への引き上げまでの20年間で形成されてい。一方、平成5年の地方分権推進の国会決議を序曲として、13年に始まる小泉純一郎内閣による構造改革によって、地方財政制度は「改革の20年」を迎える。

昭和41年度に終了する制度形成の20年と、改革の20年が始まる平成13年度の間に35年間、地方財政制度については、運用上の展開こそさまざまものの、根幹的な部分での見直しはほとんどなかつた。その一方で、経済や人口、あるいは地域の状況は、その間に劇的に変化した。制度の見直しを怠ってきた35年間の宿題を、改革の20年で大慌てでこなさざるを得なかつた。それが平成の地方財政における混迷の構図である。

昭和の制度形成の時代と現在を比較して、とも異なるのは、統治と自治のバランスの変化である。制度形成期とは、うらがえせば混乱期でもある。目前の問題はそれだけ大きい。国民全体のバランスを図った大きなことが、それが鬱積した結果が、平成の改革の20年を支えた世論形成である。

ところが、改革の20年では、筋道を立て、手順を踏んだ改革ができなかつた。痛恨事である。そなった原因として、筆者は、昭和の制度形成期における制度運営に塗り込められた統治の知恵が十分に共有されていないことに求めたい。制度運営の基盤が大切にされないなかで改革を行うのは危険である。改革のリスクは常にそこにある。

令和では、グローバリズムの脅威が激しくなり、安全保障も危うい。自由と民主主義という近代ヨーロッパの価値観は激しく揺さぶられている。國家の統治力が低下すると、地方財政はないがしろにされがちである。文字通り危機の時代である。2040年問題がそれに拍車をかける。

その一方で、シャウブンは憲法と同時に施行されている。それを見届けて、GHQは満を持したよう内務省を解体した。内国統治の要となる省を廃することで、国民総動員のケジメが付けられたともいえる。国家組織のなかに地方自治を司る省は不要というのがGHQの判断である。

昭和23年の地方財政法は、ヨーロッパ型の自治制度にみられる国と地方の共同所管事務の存在を前提とした負担区分の原則を打ち出した。それを

つた。痛恨事である。そなった原因として、筆者は、昭和の制度形成期における制度運営に塗り込められた統治の知恵が十分に共有されていないことに求めたい。制度運営の基盤が大切にされないなかで改革を行うのは危険である。改革のリスクは常にそこにある。

令和では、グローバリズムの脅威が激しくなり、安全保障も危うい。自由と民主主義という近代ヨーロッパの価値観は激しく揺さぶられている。國家の統治力が低下すると、地方財政はないがしろにされがちである。文字通り危機の時代である。2040年問題がそれに拍車をかける。

その一方で、シャウブンは憲法と同時に施行されている。それを見届けて、GHQは満を持したよう内務省を解体した。内国統治の要となる省を廃することで、国民総動員のケジメが付けられたともいえる。国家組織のなかに地方自治を司る省は不要というのがGHQの判断である。

昭和23年の地方財政法は、ヨーロッパ型の自治制度にみられる国と地方の共同所管事務の存在を前提とした負担区分の原則を打ち出した。それを

昭和、平成から令和へ 地方財政回顧と展望

関西学院大学 小西砂千夫教授

寄稿

その一方で、シャウブンは憲法と同時に施行されている。それを見届けて、GHQは満を持したよう内務省を解体した。内国統治の要となる省を廃することで、国民総動員のケジメが付けられたともいえる。国家組織のなかに地方自治を司る省は不要というのがGHQの判断である。

昭和23年の地方財政法は、ヨーロッパ型の自治制度にみられる国と地方の共同所管事務の存在を前提とした負担区分の原則を打ち出した。それを

つた。痛恨事である。そなった原因として、筆者は、昭和の制度形成期における制度運営に塗り込められた統治の知恵が十分に共有されていないことに求めたい。制度運営の基盤が大切にされないなかで改革を行うのは危険である。改革のリスクは常にそこにある。

令和では、グローバリズムの脅威が激しくなり、安全保障も危うい。自由と民主主義という近代ヨーロッパの価値観は激しく揺さぶられている。國家の統治力が低下すると、地方財政はないがしろにされがちである。文字通り危機の時代である。2040年問題がそれに拍車をかける。

その一方で、シャウブンは憲法と同時に施行されている。それを見届けて、GHQは満を持したよう内務省を解体した。内国統治の要となる省を廃することで、国民総動員のケジメが付けられたともいえる。国家組織のなかに地方自治を司る省は不要というのがGHQの判断である。

昭和23年の地方財政法は、ヨーロッパ型の自治制度にみられる国と地方の共同所管事務の存在を前提とした負担区分の原則を打ち出した。それを

つた。痛恨事である。そなった原因として、筆者は、昭和の制度形成期における制度運営に塗り込められた統治の知恵が十分に共有されていないことに求めたい。制度運営の基盤が大切にされないなかで改革を行うのは危険である。改革のリスクは常にそこにある。

令和では、グローバリズムの脅威が激しくなり、安全保障も危うい。自由と民主主義という近代ヨーロッパの価値観は激しく揺さぶられている。國家の統治力が低下すると、地方財政はないがしろにされがちである。文字通り危機の時代である。2040年問題がそれに拍車をかける。

その一方で、シャウブンは憲法と同時に施行されている。それを見届けて、GHQは満を持したよう内務省を解体した。内国統治の要となる省を廃することで、国民総動員のケジメが付けられたともいえる。国家組織のなかに地方自治を司る省は不要というのがGHQの判断である。

昭和23年の地方財政法は、ヨーロッパ型の自治制度にみられる国と地方の共同所管事務の存在を前提とした負担区分の原則を打ち出した。それを

つた。痛恨事である。そなった原因として、筆者は、昭和の制度形成期における制度運営に塗り込められた統治の知恵が十分に共有されていないことに求めたい。制度運営の基盤が大切にされないなかで改革を行うのは危険である。改革のリスクは常にそこにある。

令和では、グローバリズムの脅威が激しくなり、安全保障も危うい。自由と民主主義という近代ヨーロッパの価値観は激しく揺さぶられている。國家の統治力が低下すると、地方財政はないがしろにされがちである。文字通り危機の時代である。2040年問題がそれに拍車をかける。

その一方で、シャウブンは憲法と同時に施行されている。それを見届けて、GHQは満を持したよう内務省を解体した。内国統治の要となる省を廃することで、国民総動員のケジメが付けられたともいえる。国家組織のなかに地方自治を司る省は不要というのがGHQの判断である。

昭和23年の地方財政法は、ヨーロッパ型の自治制度にみられる国と地方の共同所管事務の存在を前提とした負担区分の原則を打ち出した。それを

【2面から続く】

このような制度形成期の動きに対しても、戦後改革を骨抜きにする逆コースと捉えるか、統治の知恵と理解するかが、その後の地方分権のアジェンダを整える際に決定的に重要な要素となる。国の機能は外交や防衛などの国しかでないものに限定して、内国統治に係る事務は地方に移して道州制とするのは、シャウブ勧告の事務分配のかたちを変えた復活だと筆者には映る。

【6面から続く】

テムの設置・管理等に14・2億円(30年度72・3億円)が確保された。また、31年度内閣府予算では、社会保障・税番号制度の推進(マイナポータルの整備等)に41・3億円が計上された。

②について、国民に対して制度の趣旨、制度の仕組み、効果等について一層の周知徹底を図るとともに、セキュリティ対策に万全を期すことを要望した。

その結果、31年度内閣

府予算では、社会保障・税番号制度の推進(コールセンターの運営及び普及・広報)に3・7億円が計上された。

11 高齢化の加速と在外邦人の増加に対応する住民基本台帳制度等の見直し

会長提出決議「2」(2080号2面) 参照。

12 会計年度任用職員制度の導入に係る財政措

置

会計年度任用職員制度の導入に係る地方自治体への財政措置を要望。31年度総務省予算では、会計年度任用職員制度の円滑な制度導入に向けた支援経費0・1億円が計上された。

13 基地対策関係予算の確保等

①基地交付金・調整交付金の増額確保等②基地周辺対策経費の所要額確保③米軍機による低空飛行訓練の中止―を求めた。

①について、31年度総務省予算において、いづれも前年度増額の基地交付金291・4億円、調整交付金74・0億円、合計365・4億円が確保され

された。②③について、31年度防衛省予算において、基地周辺対策経費は、歳出ベースで1448・56億円が確保された。

米軍機による低空飛行訓練の中止は、実現には至っていない。

14 治安対策の強化等

①治安対策の強化②運転免許証自主返納者に対する支援③拉致問題の全容解明と早期解決―を要望した。

①について、31年度警

察厅予算においては、一般会計3420・85億円、東日本大震災復興特別会計4・25億円、合計3425・10億円が確保され、総合的な暴力団対策、薬物・銃器対策、来日外国人犯罪対策等が推進されるとともに、人的基盤の充実強化や装備資機材・

警察施設の整備充実なども図られる。31年度法務省予算是、矯正施設の環境整備や法務省施設の防災・減災対策等の施設整備

が計上された。②③について、31年度防衛省予算において、出入国審査と厳格な出入国管理を高度な次元で両立するため等の出入国管理関係経費653

について、31年度法務省予算においては、再犯防止

のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化や矯正施設の環境整備等と登記制度の見直し―を要望した。

①について、国土交通

省では、同法の積極的な活用を図るため、権利者に関する総合調整等の機能を強力に果たすため、外国人受入れ環境の整備

に関する総合調整等の機関を強力に果たすため、31年度から法務省の外局となる「出入国在留管理局」が設置された。

②は、実現していない。

③について、31年度予

算では、内閣官房拉致問

題対策本部事務局関係に予算は、矯正施設の環境整備や法務省施設の防災

・減災対策等の施設整備

・情報・分析体制の強化等、北朝鮮向け放送の充実、国際連携の強化、広報・啓発の充実などの取組が

推進される。

①②について、31年度

内閣府北方対策本部予算

において、16・89億円(30

年度16・88億円)が計上されており、修学旅行誘致促進対策経費や四島交

流事業の安定的な実施経

に利活用・管理できる環境の整備②所有者不明土地に関する情報基盤の整備③不動産権利に関する登記制度の見直し―を要望した。

①必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行うことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

ストの縮減及び土地区画の明確化による公共用地取得の円滑化、経済取引の活性化が図られる。

また、所有者の発見が必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行いうことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

について、31年度法務省予算においては、再犯防止

のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化や矯正施設の環境整備等と登記制度の見直し―を要望した。

①について、国土交通

省では、同法の積極的な活用を図るため、権利者に関する総合調整等の機能を強力に果たすため、外国人受入れ環境の整備

に関する総合調整等の機関を強力に果たすため、31年度から法務省の外局となる「出入国在留管理局」が設置された。

②は、実現していない。

③について、31年度予

算では、内閣官房拉致問

題対策本部事務局関係に予算は、矯正施設の環境整備や法務省施設の防災

・減災対策等の施設整備

・情報・分析体制の強化等、北朝鮮向け放送の充実、国際連携の強化、広報・啓発の充実などの取組が

推進される。

①②について、31年度

内閣府北方対策本部予算

において、16・89億円(30

年度16・88億円)が計上されており、修学旅行誘致促進対策経費や四島交

流事業の安定的な実施経

に利活用・管理できる環境の整備②所有者不明土地に関する情報基盤の整備③不動産権利に関する登記制度の見直し―を要望した。

①必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行いうことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

ストの縮減及び土地区画の明確化による公共用地取得の円滑化、経済取引の活性化が図られる。

また、所有者の発見が必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行いうことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

について、31年度法務省予算においては、再犯防止

のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化や矯正施設の環境整備等と登記制度の見直し―を要望した。

①について、国土交通

省では、同法の積極的な活用を図るため、権利者に関する総合調整等の機能を強力に果たすため、外国人受入れ環境の整備

に関する総合調整等の機関を強力に果たすため、31年度から法務省の外局となる「出入国在留管理局」が設置された。

②は、実現していない。

③について、31年度予

算では、内閣官房拉致問

題対策本部事務局関係に予算は、矯正施設の環境整備や法務省施設の防災

・減災対策等の施設整備

・情報・分析体制の強化等、北朝鮮向け放送の充実、国際連携の強化、広報・啓発の充実などの取組が

推進される。

①②について、31年度

内閣府北方対策本部予算

において、16・89億円(30

年度16・88億円)が計上されており、修学旅行誘致促進対策経費や四島交

流事業の安定的な実施経

に利活用・管理できる環境の整備②所有者不明土地に関する情報基盤の整備③不動産権利に関する登記制度の見直し―を要望した。

①必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行いうことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

ストの縮減及び土地区画の明確化による公共用地取得の円滑化、経済取引の活性化が図られる。

また、所有者の発見が必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行いうことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

について、31年度法務省予算においては、再犯防止

のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化や矯正施設の環境整備等と登記制度の見直し―を要望した。

①について、国土交通

省では、同法の積極的な活用を図るため、権利者に関する総合調整等の機能を強力に果たすため、外国人受入れ環境の整備

に関する総合調整等の機関を強力に果たすため、31年度から法務省の外局となる「出入国在留管理局」が設置された。

②は、実現していない。

③について、31年度予

算では、内閣官房拉致問

題対策本部事務局関係に予算は、矯正施設の環境整備や法務省施設の防災

・減災対策等の施設整備

・情報・分析体制の強化等、北朝鮮向け放送の充実、国際連携の強化、広報・啓発の充実などの取組が

推進される。

①②について、31年度

内閣府北方対策本部予算

において、16・89億円(30

年度16・88億円)が計上されており、修学旅行誘致促進対策経費や四島交

流事業の安定的な実施経

に利活用・管理できる環境の整備②所有者不明土地に関する情報基盤の整備③不動産権利に関する登記制度の見直し―を要望した。

①必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行いうことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

ストの縮減及び土地区画の明確化による公共用地取得の円滑化、経済取引の活性化が図られる。

また、所有者の発見が必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行いうことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

について、31年度法務省予算においては、再犯防止

のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化や矯正施設の環境整備等と登記制度の見直し―を要望した。

①について、国土交通

省では、同法の積極的な活用を図るため、権利者に関する総合調整等の機能を強力に果たすため、外国人受入れ環境の整備

に関する総合調整等の機関を強力に果たすため、31年度から法務省の外局となる「出入国在留管理局」が設置された。

②は、実現していない。

③について、31年度予

算では、内閣官房拉致問

題対策本部事務局関係に予算は、矯正施設の環境整備や法務省施設の防災

・減災対策等の施設整備

・情報・分析体制の強化等、北朝鮮向け放送の充実、国際連携の強化、広報・啓発の充実などの取組が

推進される。

①②について、31年度

内閣府北方対策本部予算

において、16・89億円(30

年度16・88億円)が計上されており、修学旅行誘致促進対策経費や四島交

流事業の安定的な実施経

に利活用・管理できる環境の整備②所有者不明土地に関する情報基盤の整備③不動産権利に関する登記制度の見直し―を要望した。

①必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行いうことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

ストの縮減及び土地区画の明確化による公共用地取得の円滑化、経済取引の活性化が図られる。

また、所有者の発見が必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行いうことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

について、31年度法務省予算においては、再犯防止

のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化や矯正施設の環境整備等と登記制度の見直し―を要望した。

①について、国土交通

省では、同法の積極的な活用を図るため、権利者に関する総合調整等の機能を強力に果たすため、外国人受入れ環境の整備

に関する総合調整等の機関を強力に果たすため、31年度から法務省の外局となる「出入国在留管理局」が設置された。

②は、実現していない。

③について、31年度予

算では、内閣官房拉致問

題対策本部事務局関係に予算は、矯正施設の環境整備や法務省施設の防災

・減災対策等の施設整備

・情報・分析体制の強化等、北朝鮮向け放送の充実、国際連携の強化、広報・啓発の充実などの取組が

推進される。

①②について、31年度

内閣府北方対策本部予算

において、16・89億円(30

年度16・88億円)が計上されており、修学旅行誘致促進対策経費や四島交

流事業の安定的な実施経

に利活用・管理できる環境の整備②所有者不明土地に関する情報基盤の整備③不動産権利に関する登記制度の見直し―を要望した。

①必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行いうことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

ストの縮減及び土地区画の明確化による公共用地取得の円滑化、経済取引の活性化が図られる。

また、所有者の発見が必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行いうことが可能を図るため、権利者の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業

について、31年度法務省予算においては、再犯防止

のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化や矯正施設の環境整備等と登記制度の見直し―を要望した。

①について、国土交通

省では、同法の積極的な活用を図るため、権利者に関する総合調整等の機能を強力に果たすため、外国人受入れ環境の整備

に関する総合調整等の機関を強力に果たすため、31年度から法務省の外局となる「出入国在留管理局」が設置された。

②は、実現していない。

③について、31年度予

算では、内閣官房拉致問

題対策本部事務局関係に予算は、矯正施設の環境整備や法務省施設の防災

・減災対策等の施設整備

・情報・分析体制の強化等、北朝鮮向け放送の充実、国際連携の強化、広報・啓発の充実などの取組が

推進される。

①②について、31年度

内閣府北方対策本部予算

において、16・89億円(30

年度16・88億円)が計上されており、修学旅行誘致促進対策経費や四島交

流事業の安定的な実施経

に利活用・管理できる環境の整備②所有者不明土地に関する情報基盤の整備③不動産権利に関する登記制度の見直し―を要望した。

(8)

【7面から続く】

費、若者向け情報発信拠点等事業費などの事業が実施される。

③について
31年度国

土交通省北海道局予算においては、北方領土隣接

地域の振興及び住民の生活の安定に関する施策を推進するところ、地方領土

隣接地域振興等経費102億円が計上された。

17 竹島の領有権確立

けた国内世論の喚起や国際社会へのアピール強化を要望した。

31年度内閣官房領土・
主権対策企画調整室予算
では2・35億円(30年度
1・16億円)が計上され
た。

在日米軍基地に起因する様々な事件や事故から国民の生命・財産及び人権を守るため、日米地位協定を抜本的に改定するよう要望してきたが、実

⑥地震、台風、集中豪雨等による災害の復旧・復興で特別交付税の増額配分などの財政措置⑦トープランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化議論で条件不利地域等、地域の実情に配慮するなど、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすることを要望。

⑥は30年度特別交付額1兆305億円のうち大坂北部地震、7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等の災害関連に1141億円交付。30年度第2次補正では、増額される30年度分の地方交付税5311億円のうち、普通交付税396億円（普通交付税の調整額の復活）、特別交付税700億円（災害対応のための増額）が、30年度の交付税総額に加算して配分された。

⑦について、31年度は28年度に導入した16業務

のうち2業務、29年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目、4年目の見直しを実施することも、本厅舎清掃等の9業務について、引き続き、小規模団体で民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定するとされている。窓口業務の委託は、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取り組みを強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討するとされ、31年度は見送られた。

の創設等、支援の拡充を図る⑤地方自治体が行う危険な空き家の除却に対する取り組みとして、更なる財政措置の拡充を図ることを要望。①②は地方財政計画の歳出に計上されている「重点課題対応分」(30年度計上額2500億円)について、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等に係る経費200億円が新たに計上され、2700億円となり、自治体情報システム構造改革推進事業、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進、森林吸収源対策等の推進などについて地方交付税措置が講じられる③は「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に基づく事業費が計上されるとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止

対策事業費が計上されて
いる④は新庁舎整備に係
る新たな財政支援制度の
創設、支援の拡充はされ
なかつたが、市町村役場
機能緊急保全事業では令
和2年度までに実施設計
に着手した事業について
令和3年度以降も現行と
同様の地方財政措置が講
じられることとなる⑤は
地方自治体が行う危険な
空き家の除却に対して、
更なる財政措置の拡充は
されなかつた。

【9面から続く】

市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の充実

▽政令指定都市は、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実させる

▽中核市・施行時特例市は、事務配分に見合った税制上の特例措置を設けることを要望。

31年度税制改正で、政令指定都市に対する税制上の特例措置の充実、中核市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の創設は行われなかつた。

(4) 非課税等特別措置等の整理合理化

固定資産税等における非課税等特別措置や、地方税収に影響を及ぼすこととなる国税における租税特別措置の整理合理化を推進することを要望。

31年度税制改正で、低公害車燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から天然ガス自動車

用天然ガス充填設備を除外し、課税標準を価格の4分の3(現行3分の2)

とする見直しが行われ、適用期限が2年延長される。熱電併給型動力発生装置(コーチェネレーシ

ン設備)に係る固定資産税の課税標準の特例措

置は、課税標準を価格の12分の11(現行6分の5)

とした上で、適用期限が2年延長される。

31年度税制改正で、政令指定都市に対する税制上の特例措置の充実、中核市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の創設は行われなかつた。

(4) 非課税等特別措置等の整理合理化

固定資産税等における非課税等特別措置や、地

方税収に影響を及ぼすこととなる国税における租

税特別措置の整理合理化を推進することを要望。

31年度税制改正で、低

公害車燃料等供給設備に

係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から天然ガス自動車

度と比べて27781億円(12・3%)増の2兆5415億円が計上された。

一般単独事業債は、30年

度と同額の690億円が計上されている。

一般単独事業債のうち地

域活性化事業債は、30年

度と同額の690億円が計上されている。

上げは行われていない。

(4) 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や

地方債充当率の引き上げ、

償還期限の延長等を行うことを要望。

31年度地方債計画で、

防災・減災・国土強靭化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共交通施設等適正管理推進事業、

31年度地方債計画で交

通事業債は、前年度から

93億円増の1420億円を計上。病院事業は、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等

31年度は新たな公的資金補償金免除繰上償還措置は実施されない。

31年度は新たに公的資

金、地方公共団体金融機

構資金で一部償還期限の延長がなされる。

47億円増の2兆6716億円が計上されている。

(2) 地方公営企業の広域化等への支援

合・再編を含む広域化等の取り組みに対する支援強化を要望。

合・再編を含む広域化等の取り組みに対する支援強化を要望。

国庫補助負担金は、国と地方の役割分担に沿つて、国が責任を持って負担すべき分野を除いて廃止、税源移譲するとともに、国庫補助負担金の事務手続きの簡素化を要望。

31年度地方債計画で、

防災・減災・国土強靭化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共交通

31年度地方債計画で交

通事業債は、前年度から

93億円増の1420億円を計上。病院事業は、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等

31年度は新たに公的資

金、地方公共団体金融機

構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度は新たに公的資

金、地方公共団体金融機

6国庫補助負担金の廃止等

国庫補助負担金の廃止等

特別交付税措置が講じら
れる。

会長提出決議「5」(2
実強化)の導入に要する経費に
081号1~3面)参照。

議会人事

※年表記がないものは31年

▼議長

▼志木 池ノ内秀夫(4・12)

▼副議長

▼養父 政次 悟(30・11・7)

▼豊見城 外間 剛(2・25)

▼富見城 館田和志(4・1)

▼那珂川 清水康博(4・1)

▼逗子 高谷清彦(4・12)

▼富良野 ▶事務局長

▼登別 山谷桂司(4・1)

▼三沢 村井拓司(4・1)

▼北上 菅野浩一(4・1)

▼遠野 新田順子(4・1)

▼奥州 瀬川達雄(4・1)

▼東根 武田光由(4・1)

▼新庄 阿部 稔(4・1)

▼鶴岡 三原幸夫(4・1)

▼米沢 丸山一義(4・1)

▼田村 秋元 力(4・1)

▼古河 橫瀬仁彦(4・1)

▼石岡 倉持透(4・1)

▼君津 小石川洋(4・1)

▼相生 山本大介(4・1)

▼朝倉 井上宏一(4・1)

▼宝塚 酒井勝宏(4・1)

▼上野原 小林幹夫(4・1)

▼鶴川 岡村みゆき(4・1)

▼伊勢原 我孫子 倉田修一(4・1)

▼大牟田 村地史朗(4・1)

▼西之表 松下成悟(4・1)

▼座間 渡部 稔(4・1)

▼甲斐 本田泰司(4・1)

▼富田林 祐村元人(4・1)

▼北九州 田本憲一郎(4・1)

▼鹿児島 田畠浩秋(4・1)

▼豊島 渡辺克己(4・1)

▼川崎 宮村俊秀(4・1)

▼東金 飛田和雄(4・1)

▼山県 久保田裕司(4・1)

▼霧島 上田 薫(4・1)

▼長野 柄澤顯司(4・1)

▼飯山 坪根一幸(4・1)

▼志木 大河内充(4・1)

▼志木 関口康好(4・1)

▼土佐 小松和加(4・1)

▼駒ヶ根 米山久之(4・1)

▼飯山 坪根一幸(4・1)

▼志木 植草耕一(4・1)

▼志木 向後昌弘(4・1)

▼南国 公文知子(4・1)

▼三鷹 刀祢平秀輝(4・1)

▼三鷹 刀祢平秀輝(4・1)

▼市川 根本一弘(4・1)

▼市川 根本一弘(4・1)

▼佐倉 安田直浩(4・1)

▼久喜 野田 根本一弘(4・1)

▼久喜 野田 根本一弘(4・1)

▼志木 大河内充(4・1)

▼志木 大河内充(4・1)

▼佐倉 安田直浩(4・1)

▼越谷 橋本勝文(4・1)

▼越谷 橋本勝文(4・1)

▼志木 植草耕一(4・1)

▼志木 植草耕一(4・1)

▼佐倉 安田直浩(4・1)

▼大府 相木直人(4・1)

▼大府 相木直人(4・1)

▼蒲郡 平岩和明(4・1)

▼蒲郡 平岩和明(4・1)

▼刈谷 斎藤公人(4・1)

▼浜松 杉田幸伸(4・1)

▼浜松 杉田幸伸(4・1)

▼浜松 杉田幸伸(4・1)

▼浜松 杉田幸伸(4・1)

▼赤堀剛司(4・1)

▼佐賀 長嶋博文(4・1)

▼佐賀 長嶋博文(4・1)

▼佐賀 長嶋博文(4・1)

▼佐賀 長嶋博文(4・1)

▼赤堀剛司(4・1)

▼高田 我妻智光(4・1)

▼高田 我妻智光(4・1)

▼高田 我妻智光(4・1)

▼高田 我妻智光(4・1)

▼高田 我妻智光(4・1)

▼行方 奥村 晃(4・1)

▼南相馬 高野公政(4・1)

▼南相馬 高野公政(4・1)

▼南相馬 高野公政(4・1)

▼南相馬 高野公政(4・1)

▼南相馬 高野公政(4・1)

▼つば 川崎 誠(4・1)

▼四街道 塩田直樹(4・1)

▼四街道 塩田直樹(4・1)

▼四街道 塩田直樹(4・1)

▼四街道 塩田直樹(4・1)

▼四街道 塩田直樹(4・1)

▼淡路 奥村恭司(4・1)

▼淡路 奥村恭司(4・1)

▼淡路 奥村恭司(4・1)

▼淡路 奥村恭司(4・1)

▼淡路 奥村恭司(4・1)

▼鳥取 田中利明(4・1)

▼鳥取 田中利明(4・1)

▼鳥取 田中利明(4・1)

▼鳥取 田中利明(4・1)

▼鳥取 田中利明(4・1)

▼境港 浜田 壮(4・1)

▼行方 奥村 晃(4・1)

▼神埼 小柳正輝(4・1)

▼神埼 小柳正輝(4・1)

▼神埼 小柳正輝(4・1)

▼神埼 小柳正輝(4・1)

▼神埼 小柳正輝(4・1)

▼佐賀 梅崎昭洋(4・1)

▼佐賀 梅崎昭洋(4・1)

▼佐賀 梅崎昭洋(4・1)

▼佐賀 梅崎昭洋(4・1)

▼佐賀 梅崎昭洋(4・1)

▼嬉野 橫田泰次(4・1)

▼嬉野 橫田泰次(4・1)

▼嬉野 橫田泰次(4・1)

▼嬉野 橫田泰次(4・1)

▼嬉野 橫田泰次(4・1)

▼大村 大槻 隆(4・1)

▼熊本 大島直也(4・1)

▼熊本 大島直也(4・1)

▼熊本 大島直也(4・1)

▼熊本 大島直也(4・1)

▼熊本 大島直也(4・1)

▼淡路 谷 克哉(4・1)

▼養父 谷 克哉(4・1)

▼佐賀 梅崎昭洋(4・1)

</div

2019年度講習会等の御案内

RILG 一般財団法人
地方自治研究機構

2019年度「法務能力向上のための特別実務セミナー」の開催

～苦手な法務もこれで解決！変化に即応できる自治体職員・議員のための短期集中セミナー～

全国的に共通性のある政策法務に焦点を当て、そのポイントを解説する「法務特別セミナー」を全国8か所で、また、各地域の課題解決に役立つ政策法務に焦点を当て、個別の条例や判例を分かりやすく解説する「法務実務研究セミナー」を全国6か所で開催します。

自治体法務に精通した講師による、市区町村の職員、議員の皆様の法務能力の向上に役立つ実践的な講義内容となっております。

◆日程及び会場

<法務特別セミナー>

- 5月22日(水)～5月24日(金)
東京都千代田区：全国町村議員会館
 - 5月30日(木)～5月31日(金)
京都市：京都府職員福利厚生センター
 - 7月10日(水)～7月12日(金)
奈良市：奈良商工会議所会館
 - 7月17日(水)～7月19日(金)
静岡市：ツインメッセ静岡
 - 7月30日(火)～8月1日(木)
鹿児島市：かごしま県民交流センター
 - 8月8日(木)～8月9日(金)
盛岡市：エスピワールいわて
 - 9月19日(木)～9月20日(金)
徳島市：徳島県自治研修センター
 - 11月12日(火)～11月13日(水)
さいたま市：さいたま共済会館
- <法務実務研究セミナー>
- 10月7日(月)～10月9日(水)
東京都千代田区：全国町村議員会館
 - 10月16日(水)～10月18日(金)
京都市：京都平安ホテル
 - 10月30日(水)～11月1日(金)
徳島市：ホテル千秋閣
 - 11月20日(水)～11月22日(金)
奈良市：ホテルリガーレ春日野
 - 11月28日(木)～11月29日(金)
前橋市：群馬県自治研修センター
 - 2020年1月16日(木)～1月17日(金)
さいたま市：さいたま共済会館

○印のセミナーは1日目13:00～16:45
2日目10:00～16:45
3日目10:00～12:15

●印のセミナーは1日目10:00～16:45
2日目10:00～16:45

◆受講料（教材費・税込）

賛助会員 4,000円 非賛助会員 6,000円

◆お申込専用フォーム

https://krs.bz/gyosei/m/rilg_seminar

2019年度「空き家対策等実務講習会」の開催

～行政代執行と財産管理人制度の活用による空き家対策について具体的に解説～

本講習会では、地方公共団体に求められる空き家対策の現状と課題を明らかにし、特に課題とされる空き家の解体について、行政代執行と財産管理人制度の活用と実践のポイントについて具体的に解説するなど、地方公共団体の取組の実態を踏まえた具体的な講義内容となっております。

◆日程及び会場

7月22日(月) 東京都千代田区：全国町村議員会館
2階会議室

◆内容及び講師

10:30～12:00 自治体における空き家対策の現状と課題
上智大学法学部教授

北村 嘉宣 氏
13:00～14:00 行政代執行制度の活用と手続
鹿児島大学学術研究院教授

宇那木 正寛 氏
14:00～14:30 行政代執行による空き家解体事例
台東区都市づくり部建築課

14:40～15:40 所有者不明等の空き家等の解消に
向けた財産管理人制度の活用
川口市都市計画部住宅政策課

空き家対策係

◆受講料（教材費・税込）

賛助会員 10,000円 非賛助会員 15,000円

◆お申込み専用フォーム

https://krs.bz/gyosei/m/rilg_koshu

◆問合せ先：一般財団法人地方自治研究機構 研修部
電話 03-5148-0662 E-mail : koshu@rilg.or.jp

◆その他：詳細は、地方自治研究機構のホームページを御参照ください。
<http://www.rilg.or.jp/htdocs/003.html>



偕楽園の梅【提供＝水戸市】

は新元号『令和』を歓迎いたします」と、市のホームページでそれぞれアピール。ウメ輪紋ウイルス感染による被害から梅再生に取り組んでいる青



3月都内で開催の若狭町特産品マルシェで
梅干しトロフィーを持つ町役場の岩崎誠さん

「」と梅干し一年分（約10kg）を贈呈。町観光未来創

葉集から引用された「梅の歌」の中の文字を組み合わせた。梅の名所、産地の自治体は「令和」を歓迎。梅が脚光を浴びたことで、観光など活性化へ追い風となっている。

太宰府市は「新元号『令和』ゆかりの地 太宰府」、水戸市は「伝統のかしい梅の都・水戸市」は新元号『令和』を歓迎いたします」と、市のホームページでそれぞれアピール。ウメ輪紋ウイルス感染による被害から梅再生に取り組んでいる青

「令和」を歓迎
梅名所産地の自治体

梅市は、全国で唯一「梅」の字がつく自治体として「とても喜ばしい」とする記事を広報「おうめ」5月1日号に掲載する。食べる方の梅干しでも産地の町は沸いている。若狭町（福井ウメ振興協議会）は大相撲幕内優勝力士に福井県賞として特産梅干しがぎっしり詰まつた「梅干しトロフィー」と梅干し一年分（約10kg）を贈呈。町観光未来創造課は「『令和』には厳しい冬を乗り越えて咲き誇る梅の花のように…」という願いが込められており、明日への希望が咲き誇り、そして実となることを期待します。梅の花が咲き誇る3月上旬と梅の収穫最盛期の6月中旬の梅まつりに、多くの方にお越しいただきたい」と話している。